

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年7月1日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900663号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2000005号

第1 結論

昭和49年*月から昭和52年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年*月から昭和52年6月まで

私が大学生になった頃に、母から、私が20歳になった昭和49年*月頃に私の国民年金の加入手続をして保険料を納付していると聞いたことがあり、当時、大学生で収入がないのに保険料を納付しないといけないのかと思った記憶が強く残っている。国民年金保険料は、私が昭和59年7月に結婚するまで、母が納付してくれた。

請求期間の国民年金保険料が未納となっているので、調査をして記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、年金手帳について、母親が請求者の国民年金の加入手続を行った際に交付されたとする1冊と、その後再交付されたとする1冊の、計2冊保有しており、ほかに交付されたことはない旨陳述しているところ、2冊の年金手帳には、同じ国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)が記載されており、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、当該国民年金番号は、昭和54年10月18日に払い出されていることが確認できる。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、上記国民年金番号とは別の国民年金番号が、請求者に対して払い出されていた形跡は見当たらない。

以上のことから、請求者の国民年金の加入手続は、昭和54年10月頃に初めて行われたと考えられ、請求者が20歳になった昭和49年*月頃に、母親が行ったとする請求者の主張と符合しない上、昭和54年10月頃の加入手続時点においては、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、母親は高齢のため、これらの事情を聴取することができないことから、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な陳述を得ることができない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900664号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2000006号

第1 結論

昭和50年5月から昭和52年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年5月から昭和52年3月まで

私の母は、昭和50年5月に、母自身の国民年金の加入手続とともに、私の国民年金の加入手続をA市役所本庁で行い、請求期間の保険料も納付書で納付したと言っている。

また、私は、請求期間直後に厚生年金保険に加入したが、国民年金保険料を払い続け、その後、A市役所の窓口の人から指摘を受けたので、厚生年金保険加入中に納付した国民年金保険料の還付手続を行い、還付を受けた。

しかしながら、請求期間の国民年金に係る記録は未加入期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和50年5月にA市において、母親が、母親自身の国民年金の加入手続とともに、請求者の国民年金の加入手続も行い、請求期間の国民年金保険料を納付した旨陳述しているところ、オンライン記録によると、請求者の母親は、昭和50年5月27日に国民年金に任意加入し、同月からの保険料を納付していることが確認できる。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)は、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和54年6月8日に請求者が任意加入被保険者資格を取得したことを契機に、B市C区を管轄するD社会保険事務所(当時)において払い出されたことが確認できる上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、当該国民年金番号とは別の国民年金番号が請求者に対して払い出されたことを確認することができない。

以上のことから、請求者の国民年金の加入手続は、昭和54年6月8日に任意加入するためにB市で初めて行われたと考えられ、昭和50年5月にA市で母親が行ったとする請求者の主張と符合しない。

また、請求者は、請求期間当時大学生であったと陳述しているところ、大学生が国民年金の強制加入対象となったのは平成3年4月1日からであり、請求期間当時は、大学生は、本人の申出により任意加入被保険者となることができるとされており、その申出日に被保険者資格を取得するものとされていたことから、制度上、上記加入手続時点では、請求期間は、遡って被保険者となることのできない国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない。

なお、日本年金機構は、E年金事務所にて保管している還付整理簿（昭和52年度から昭和54年度まで）を確認したが、旧姓を含む請求者の還付記録は判明しなかった旨の回答をしている。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1900428 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2000014 号

第 1 結論

- 1 請求期間①について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 14 年 12 月 1 日から平成 15 年 3 月 1 日まで
② 平成 16 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、請求期間①及び②の厚生年金保険の加入記録がない。

前職事業所を退職した翌日に A 社に入社し、平成 16 年 4 月末まで勤務していたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間①について、雇用保険の加入記録によると、請求者は A 社において、平成 15 年 2 月 1 日に雇用保険被保険者資格を取得していることから、請求期間①のうち、平成 15 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの勤務が確認できる。

しかしながら、A 社は、請求者に関する人事記録等の資料を保存しておらず、請求期間を含む平成 14 年 12 月 1 日から平成 16 年 5 月 1 日までの期間に同社において厚生年金保険被保険者の記録を有する複数の者に文書照会を行ったものの、回答を得られた者は請求者を記憶していないことから、請求期間①において、請求者が厚生年金保険の被保険者要件を満たしていたか否か確認できない。

また、A 社は、請求者の請求期間①に係る賃金台帳等の資料を保存しておらず、請求者は給与明細書を保有していないことから、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②について、雇用保険の加入記録により、請求者の離職年月日は平成 16 年 4 月 30 日であることが確認できる。

しかしながら、請求者から提出された給与振込口座に係る「流動性預金取引明細表」によると、平成 15 年 12 月 19 日に A 社から振込があった後、同社からの給与振込が確認できないことから、請求者の請求期間②に係る勤務実態について確認できない。

また、A 社は、請求者の請求期間②に係る賃金台帳等の資料を保存しておらず、請求者は給与明細書を保有していないことから、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険の被保険者資格について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900459号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000015号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年4月1日から平成4年4月1日まで

A社に昭和64年1月から正社員として勤務し、試用期間終了後の平成元年4月より社会保険に加入した。途中、業務管理としてB社(後のC社)に在籍出向していたが、給与はA社から支給されており、同社の担当者が出向先まで給与明細書を届けてくれていた。

請求期間にA社に在籍していたことは間違いないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社に係る雇用保険の加入記録により、請求者は、同社において、平成元年1月26日に被保険者資格を取得し、平成3年2月25日に離職しており、請求期間のうち、平成元年4月1日から平成3年2月25日までの期間について、同社に勤務していたことが確認できるものの、同年2月26日から平成4年4月1日までの期間については、雇用保険の加入記録は確認できない上、当該期間のうち平成3年4月5日から平成4年3月25日までの期間においては、雇用保険の支給台帳全記録照会により職業訓練を受講していることが確認できる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の事業主は、請求期間当時の資料を保存していない上、複数の同僚が社会保険事務担当者として名前を挙げた者からは回答が得られず、請求者が社会保険加入に関する説明を受けたと思われる者は既に亡くなっていることから、請求期間当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、請求者及び同僚が名前を挙げた複数の者について、A社における厚生年金保険被保険者であったことを確認できない上、同社に係るオンライン記録において、整理番号に欠番は認められない。

さらに、請求者は、請求期間に係る給与明細書等の資料を保有していない上、A社の事業主は、当該期間に係る賃金台帳等の資料を保存していないことから、請求者の当該期間における

厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。